

## 共用部分の持分の割合（建物区分所有法）

【問】 正誤をつけよ。

共用部分の持分の割合は、規約で別段の定めをしない限り、その有する専有部分の床面積の割合により、かつ、各専有部分の床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

### 《ポイント》 共用部分の持分の割合

各共有者の持分は、その有する**専有部分の床面積の割合**による。

この床面積は、壁その他の区画の**内側線**で囲まれた部分の水平投影面積による。

これら規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

【答え】 誤り